# 平成24年度歳出予算政府案の概要について

(単位:百万円)

		(1 = 1 = 2313)				
		23年度	2 4 年度	比 較 均	曽 △ 減	
区	分					
		当初予算	政府案	金 額	率	
皇	室  費	6, 296	6, 195	△ 101	△ 1.6%	
	(項)内 廷 費	324	324	0	0.0%	
	(項)皇 族 費	288	291	3	1.1%	
	(項) 宮 廷 費	5, 684	5, 580	△ 104	△ 1.8%	
/40						
(組	織)宮 内 庁 (項)宮 内 庁	10, 786	10, 543	△ 242	Δ 2.2%	
皇室	費・(組織)宮内庁の合計	17, 082	16, 739	△ 343	△ 2.0%	

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

#### 【増減の概要】

- 1 内廷費は、前年同額である。
  - (皇室経済法第4条第1項, 同法施行法第7条)
- 2 皇族費の増は、皇族の御成年に伴う増額分である。
  - (皇室経済法第6条第3項, 同法施行法第8条)
- 3 宮廷費の減は、主に皇室用財産修繕費の減等によるものである。
- 4 宮内庁費の減は、主に定年退職予定者の減に伴う退職手当の減等によるものである。

### 宮内庁関係予算の概要 (平成24年度予算政府案)

(項) 内廷費

3億2千4百万円

#### 天皇陛下並びに内廷皇族の日常の費用等(御手元金)。 法律(皇室経済法施行法第7条)による定額。

(参考) 皇室経済法 第4条

内廷費は、天皇並びに皇后、……皇太子、皇太子妃…… 内廷にあるその他の皇族の 日常の費用その他内廷諸費に充てるものと し、別に法律で定める定額を、毎年支出する ものとする。

#### 皇室費

61億9千5百万円

#### (参考) 皇室経済法 第3条

予算に計上する皇室の費用は,これ を内廷費,宮廷費及び皇族費とする。 (項) 皇族費

2億9千1百万円

皇族としての品位保持の資に充てるため、各宮家の皇族に対し年額で支出されるもの(御手元金)。 法律(皇室経済法施行法第8条)で定める定額に 基づき算出される額。

(参考) 皇室経済法 第6条

皇族費は、皇族としての品位保持の資に充てるために、年額により毎年支出するもの……とする。

その年額…… は、別に法律で定める定額に基づいて、これを算出する。

(注)皇族が独立の生計を営む際,皇族の身分を 離れる際には、別途一時金が支出される。

**(項) 宮 廷 費** 55億8千万円

皇室の御活動や皇室用財産の維持管理等に必要な 経費。

(参考) 皇室経済法 第5条

宮廷費は、内廷諸費以外の宮廷諸費に充てるものとし、宮内庁で、これを経理する。

(組織) 宮内庁

105億4千3百万円

宮内庁の運営に必要な人件費・事務費など

## 平成24年度歳出予算政府案の概要

(単位:千円)

	(単位:千円)				
区 分	平成23年度	平成24年度	比較増∠		備考
	当初予算額	政 府 案	金額	%	
皇 室 費	6, 296, 009	6, 195, 234	△ 100, 775	△ 1.6	
(項) 内 廷 費	324, 000	324, 000	0	0.0	
(項)皇族費	288, 225	291, 275	3, 050	1. 1	
(項)宮 廷 費	5, 683, 784	5, 579, 959	△ 103, 825	△ 1.8	
儀 典 関 係 費	752 <b>,</b> 353	745, 777	△ 6,576	△ 0.9	
宮 殿 等 管 理 費	810, 972	803, 203	$\triangle$ 7, 769	△ 1.0	
皇室用財産修繕費	1, 994, 954	1, 911, 536	△ 83, 418	△ 4.2	事業計画の見直しによる減等 坂下門改修工事等
皇居等施設整備費	1, 784, 441	1, 788, 345	3, 904	0. 2	宮殿等冷房施設改修工事等
文 化 財 管 理 費	213, 085	203, 326	△ 9,759	△ 4.6	
車 馬 管 理 費	127, 979	127, 772	△ 207	△ 0.2	
(組織) 宮 内 庁					
(項) 宮内庁					
人件費等	10, 785, 566	10, 543, 444	△ 242, 122	△ 2.2	定年退職予定者数の減による 退職手当の減等
皇室費・(組織)宮内庁合計	17, 081, 575	16, 738, 678	△ 342, 897	△ 2.0	

<sup>(</sup>注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

## 平成24年度 機構・定員要求で認められた事項

## 増 員 8人

- ・宮家における侍側奉仕に関する事務体制の強化 1 ・皇室とともに継承されてきた歴史的財産の保存・継承 に関する事務体制の強化 2 など

## (参 考)

減 員 ▲15人